

# 農業用燃料タンクご利用の皆様へ

ビニールハウスの暖房用や農機具の燃料などで、軽油、灯油または重油等を貯蔵または取扱う場合がありますが、これらの油類は消防法で『危険物』として定められ、その貯蔵や取扱いについては、種類や数量により、消防法や鹿行広域事務組合火災予防条例によって規制されています。

## 危険物としての許可や届け出が必要な危険物の貯蔵数量

第4類危険物（引火性液体）	※消防法の規定により許可が必要	鹿行広域事務組合火災予防条例の規定により管轄する各市の消防署への届出が必要
灯油及び軽油（第二石油類）	1,000ℓ以上	200ℓ以上, 1,000ℓ未満
重油（第三石油類）	2,000ℓ以上	400ℓ以上, 2,000ℓ未満

※銚田市、潮来市、行方市に係る許可の申請は、鹿行広域事務組合消防本部予防課が窓口です。

許可を受けずに危険物を勝手に貯蔵や取扱いをすることは消防法令違反になりますのでご注意ください。

## 届出について

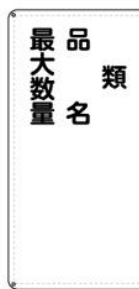
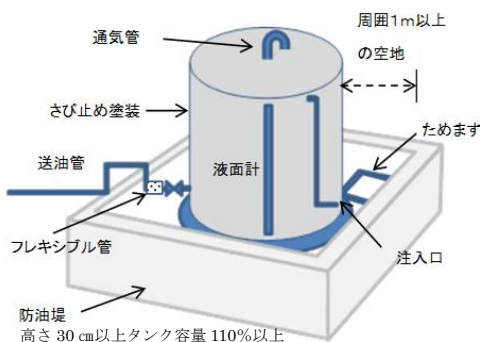
例えば容量1,900ℓの屋外タンクで重油を貯蔵又は取り扱う場合は、各市の消防署に届け出が必要です。変更や廃止の場合も同様に届出が必要になります。

## 必要な書類

- ① 少量危険物貯蔵取扱設置届け出書、② 構造設備明細書、③ 案内図、④ 配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板等）、⑤ タンク図面、⑥ タンク検査済証の写し

## タンク設置の主な基準

- ① タンクの固定 アンカーボルトや足の埋込等で基礎に固定し、台風や地震などで倒れないようにする。
- ② 防油堤 危険物が浸透しない構造として、容積はタンク容量の110%以上に設定すること。床に適当な傾斜を設け溜枳を設けること。また、水抜き口を設け適宜たまった水を排出すること。（常時閉鎖）
- ③ 配管 金属管等の容易に腐食、劣化、変形しない構造でつくること。また、腐食防止措置等を講じること。
- ④ 標識・掲示板 少量危険物貯蔵取扱所、危険物の分類・品名・最大数量、火気厳禁の標識・掲示板を設ける。
- ⑤ 消火器 貯蔵する危険物に適合する消火器を1本以上設置すること。



## 問合せ先

- 鹿行広域消防本部【予防課】銚田市安房1418-15 TEL: 0291-34-7119  
銚田消防署【予防係】銚田市安房1418-15 TEL: 0291-34-0119  
潮来消防署【予防係】潮来市大塚野1丁目13-2 TEL: 0299-63-0119  
行方消防署【予防係】行方市小幡1101-38 TEL: 0291-35-0119

【鹿行広域事務組合消防本部ホームページ】

【URL 及び QR コード】 <http://rokkou-kouiki.jp/wp/syoubou/syoubounituite>

